

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3		府 省 庁 名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 事業税（外形） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> （都市計画税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税、特別土地保有税）			
要望項目名	独立行政法人地域医療機能推進機構の設立に伴う社会保険病院等に必要な非課税措置の創設等			
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）等が保有し、特例民法法人等への委託により運営している。RFOの存続期限が平成22年9月までのため、その後も地域医療に支障が生じることのないよう、これらの病院について新たな受皿となる法人が必要とされている。その際、受皿となる独立行政法人地域医療機能推進機構に移行した後も、引き続き、地域医療の確保を確実に図ることができるよう、これらの病院に係る税制上の所要の措置を要望するものである。なお、平成22年1月1日にRFOに出資する予定の船員保険病院について規定の整備を併せて行う。 ・ 特例措置の内容 RFOに係る法人住民税、不動産取得税等、RFO等から委託を受けて病院を運営する法人に係る法人住民税（法人税割）及び事業税については非課税とされており、RFOの存続期限後に、受皿となる法人等に係る税制についても、引き続き非課税とする。また、地域医療の確保を図るため、社会保険病院等を譲り受ける法人に係る優遇税制の措置を併せて講じ、受皿となる法人への移行の円滑化を図る。			
関係条文	〔 法人住民税（地方税法第25条、第296条）、総務省告示第1088号、事業税（第72条の4）、財務省告示第369号、不動産取得税（第73条の3）、固定資産税（第348条）、事業所税（第701条の34）、都市計画税（第702条の2）、自動車取得税（第115条）、自動車税（第146条）、軽自動車税（443条）、特別土地保有税（第586条）法人住民税（地方税法第24条、第294条、同施行令第7条の4、第47条）、事業税（第72条の5、同施行令第15条） 〕			
要望理由	社会保険病院等は、地域の医療提供体制の中で、国が設置した病院として不採算医療を提供する役割を担ってきたことなど、地域医療において重要な役割を果たしており、RFOの存続期限後等においても必要な病院機能が維持されることが必要である。このため、RFOの存続期限後においても、社会保険病院等が病院機能を維持し、地域医療における役割を引き続き果たすために、社会保険病院等の受皿となる独立行政法人地域医療機能推進機構等についても、従来と同様の税制上の措置を講ずる必要がある。			
減収見込額	（初年度） 0（－） （平年度） 0（－） （単位：百万円）			
地方税以外の措置	既存	・ 国税 ・ 融資、補助金その他		
	22年度の要望	・ 国税 国税についても同様の要望を行っている。		
過去の要望経緯	—			
本要望に対応する縮減案	—			